

12月の税務

●12月12日

1. 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

2. 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

●本年最後の給与の支払をするとき

3. 給与所得の年末調整

●翌年1月4日

4. 10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
5. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
7. 4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
8. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
9. 消費税の年税額が4800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

●12月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

《通信欄》

サッカーワールドカップで日本がドイツ、スペインに勝って大躍進しました。いずれも逆転勝ちです。粘り強く戦うことは大切なことであるため、放しても良かったのでは。

コロナ禍で不安が募るこの頃、お集りの中でも「そろそろ年後には会社を閉じようかな」といった言葉を耳にする様になりました。ただ一方で「後継者問題」が改善に向かっているという情報もあります。帝国データバンク実施の「全国企業後継者不在率動向2022年調査」によると、全国・企業種別27万社のうち後継者不在率は57.2%です。割合でいうと大きいですが、調査開始の2011年以降、初の60%を下回りました。50's 60代での後継者策定動向の動きが活発におた結果となつています。業種別に後継者不在率は建設業64.7%、製造業は49.2%、卸売業54.6%、小売業60.1%、運輸53.5%、サービス業62.9%、不動産57.5%ですが、全業種とも前年よりも不在率は低下しています。コロナ禍、自社の行く末を改めて向き合つた結果とみていきます。併せてコロナ関連融資も含め、地域金融機関をはじめ、商工会議所、事業引継支援センター等相談窓口が普及したことにも大きいと考えています。

私自身も父子事業承継をしようとして、金銭機関開始の多くの支えのおかげで、だと思つていきます。中小企業者の思いと技術の灯を消さない様、私共も御力なからお手伝い出来ればと思つていきます。本年も大変お世話になりました。甲斐

年 末 調 整 Q & A

この「年末調整Q & A」は、年末調整について、税務署等に多く寄せられる質問や誤りやすい事項について解説しています。(国税庁：「令和4年分 年末調整Q & A」より一部抜粋)

Q 当社の給与規程では、毎月1日から末日までの勤務実績を基に、翌月10日に給与を支給することになっています。したがって、12月中の勤務実績に基づく給与は翌年の1月10日に支給することになります。このような場合、年末調整の対象となる給与の総額には、翌年1月10日に支給する金額を含めるのでしょうか。

A 年末調整は、本年中に支払の確定した給与、すなわち給与の支払を受ける人からみれば収入の確定した給与の総額について行います。この場合の収入の確定する日(収入すべき時期)は、契約又は慣習により支給日が定められている給与についてはその支給日、支給日が定められていない給与についてはその支給を受けた日をいいます。

ご質問の場合、給与規程により支給日が定められていますので、翌年1月10日に支給する給与は、同日が収入の確定する日となり、本年の年末調整の対象とはなりません。

Q 当社の従業員Aは、国内で離れて暮らす両親を控除対象扶養親族として「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載しています。別居している親族を控除対象扶養親族としてもよいのでしょうか。

A 別居している親族であっても所得者本人の扶養控除の対象とすることは可能ですが、その場合、別居している親族に対して常に生活費、療養費等の送金が行われているなど、所得者本人と生計を一にしている必要があります。

(※扶養控除の計算を正しく行うため、銀行振込や現金書留により送金している事実を振込票や書留の写しなどの提示を受けて確認することをお勧めします。)

Q 従業員が、生計を一にする親の後期高齢者医療制度の保険料を口座振替により支払った場合、年末調整で、その保険料を社会保険料控除の対象とすることができますか。

A 従業員が口座振替により支払った、生計を一にする親の負担すべき後期高齢者医療制度の保険料については、保険料を支払った従業員に社会保険料控除が適用されます。

なお、年金から特別徴収された保険料については、その保険料を支払った者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

Q 当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、従業員を休業させ、その従業員に休業手当を支給していました。この手当については、給与に含めて年末調整をする必要があるのでしょうか。

A 給与の支払を受ける人は、その勤務先から通常支給される給料や賞与以外にも、労働基準法に規定されている各種の手当等の支給を受ける場合があります。

このうち、例えば労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」(労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給されるもの)は所得税法の規定により非課税とされていますが、ご質問の「休業手当」については、そのような非課税規定はないため、その支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要がありますし、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

給与所得者と年末調整

〈年末調整の対象となる人〉

- 次のいずれかに該当する人
- (1) 1年を通じて勤務している人
 - (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
 - (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人
 - ①死亡により退職した人
 - ②著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人
(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除く)
 - (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人
(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいう)

〈年末調整の準備と計算の手順〉

